

はじめに

「いじめは、決して許される行為ではない」

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるなど深刻な問題であります。

曾於市教育委員会では、これまでも「いじめはどの子どもにもどの学校でも起こる可能性がある」との認識のもと、未然防止、早期発見に努めてまいりました。また、「いじめは絶対に許さない」という普遍的立場に立ち、もしいじめられている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、いじめを許さない毅然とした指導をとることを基本方針として、いじめの早期解消にも取り組んでまいりました。

また、いじめのない曾於市を築くためには、すべての曾於市民が子どもたちの教育に関心を持ち、子供たちの健やかな成長を見守っていくことが何よりも大事であると考え、市民一人一人がいじめを許さない風土づくりに取り組んでまいりました。これからもいじめ防止のための啓発をより一層進め、市民一体となった取組を展開していくつもりであります。

ここに、曾於市及び曾於市教育委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国及び県のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国及び県の基本方針」という）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「曾於市いじめ防止対策基本方針」を策定します。

第1 いじめの防止対策のための基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の基本理念

いじめ防止のための対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなること、児童生徒がいじめは絶対許されない行為であることを十分理解できるようにすること、及び学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを旨として行われなければなりません。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)
(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などとの人間関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味し、偶発的なけんかは除く。

ア いじめの認知

いじめを認知したら、特定の教職員による対応だけでなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(「いじめ防止対策推進法」)」を活用して組織的な対応で行います。

イ いじめの判断

いじめの判断は、表面的・形式的に行わず、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。その場合、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して判断します。また、いじめられていても、本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、継続的に児童生徒の表情や様子を見守り、観察する必要があります。

(2) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

ア すべての児童生徒を対象としたいじめ未然防止の観点

○ 「いじめは決して許されない」ことを徹底して理解させます。

- 豊かな情操や道徳心、お互いの人格や人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養います。
- 学校においては、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、自己肯定感や自尊感情を高められるような教育環境づくりに努めます。
- いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、ストレスマネジメントなど、ストレス解消を図る適切な対処能力を培います。

イ 学校及び教育委員会の取組

- すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるような学校づくりに努めます。
- 日頃から児童生徒及び保護者との信頼関係の構築に努めます。
- 地域や関係機関との連携を図ります。
- ピア・サポートなどいじめ防止のための児童生徒の自主的な取組を支援します。
- いじめ防止の重要性を児童生徒はもちろん保護者、地域にも啓発します。

(3) いじめの早期発見

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及び設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するにあたっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

ア 早期発見に向けて

- すべての大人が、児童生徒に関心を持ち、些細な変化にも気付く力を高めます。
- いじめは大人の目に付きにくい時間場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識した上で、慎重に観察します。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりをもつようにします。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく、躊躇せず積極的にいじめの早期発見に努めます。

イ 学校及び教育委員会の取組

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を図り、児童生徒がいじめを訴えやすい環境や体制を整えます。
- 地域や家庭と連携して、学校の内外を問わず児童生徒を見守る活動を進めます。

(4) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を受ける等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

ア いじめが確認された場合の対応

- 組織的な対応を行います。
- 学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先します。
- いじめたとされる児童生徒に対しては、事実関係を確認した上で適切な指導を行います。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、状況に応じて関係機関との連携も積極的に進めます。

イ 学校の対応体制

- 日頃から、いじめを把握した場合の対処方法について、マニュアル等を作成して、迅速な対応ができるようにします。
- 学校における組織的な対応が可能になるように校務分掌の機能化を図り、実効的な組織体制づくりに努めます。

(5) 教職員の対応能力の向上

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

ア 教職員の資質向上の意義

- いじめ問題の解決には、一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから、児童理解やカウンセリング技能などの研修等を通してその資質向上に努める必要があります。
- いじめの問題に対し、正しい認識や適切な対処を可能とするためには、教職員一人一人がいじめ問題についての理解や対応能力を高める必要があります。

イ 学校体制の整備

- 教職員がいじめの態様に応じた適切な対応ができるよう教職員の研修機会の拡充や内容の充実に努めます。
- 心理や福祉の専門家を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させます。

(6) 家庭・地域との連携

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

ア 家庭との連携

- P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けます。
- 人権意識や規範意識の醸成など、家庭と連携したいじめ防止対策を推進します。

イ 地域との連携

- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、地域と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(7) 関係機関との連携

(関係機関との連携)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

ア 連携体制の必要性

- 学校や教育委員会の指導だけでは、十分な効果を上げることが困難と判断される場合などには、警察、児童相談所、医療機関、法務局など関係機関との適切な連携が不可欠となります。

イ 連携充実を目指して

- 警察や児童相談所等との連携充実のため、学校や教育委員会と関係機関の担当者が日常的に情報交換を行う連絡協議会を開催し、情報の共有化に努めます。
- 法務局など、学校以外の相談窓口についてもパンフやリーフレットを使って、児童生徒、保護者へ適切に周知します。

第2 いじめの防止対策のための内容に関する事項

1 いじめの防止等のための市や教育委員会の取組

(1) いじめ防止等のための組織等の設置

ア いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）に関係する機関及び団体との連携を図るために「曾於市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。本協議会の機能を最大限生かすことにより、本市におけるいじめの防止等に向けた取組を全市的に推進します。

イ いじめ問題に対して迅速かつ適切な対応を実効的に行うため、教育委員会に付属機関として「いじめ防止対策委員会」を設置します。本委員会では、いじめ防止に関する対策や、重大事故の報告を受けた場合に、公正・中立な調査を行います。

(2) いじめ防止のための措置

ア いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談体制又は救済制度等についての広報や啓発を行います。

イ 学校では全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図ります。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめ(ネットいじめ)に対して、情報モラル

教育の推進などより一層の対策を推進します。

エ 学校が実施するいじめ防止等のための取組を積極的に支援します。

オ いじめ防止等に関わる研修を企画・実施します。

カ いじめの防止等学校課題解決のための教職員組織の充実に努めます。

キ いじめ防止を目的に、関係機関・団体と連携を深めます。

ク 心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実を通していじめの早期発見に努めます。

2 いじめの防止等のための学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国や市の基本方針を踏まえ、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容について定めるための「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童生徒、保護者、地域住民に説明します。

(2) いじめ防止のための措置

ア 児童生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校をあげていじめ防止に取り組みます。

イ いじめ防止に視点を当てた学校経営、学級経営などは、児童生徒が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努めます。

ウ 「いじめ防止対策推進委員会」を組織し、全校体制でいじめ防止に取り組みます。

エ いじめの早期発見のため定期的な調査や教育相談活動の推進に努めます。

オ すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

カ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の充実を図ります。

キ いじめ防止等の校内研修を企画・実施します。

ク 児童生徒自らが、いじめの問題性に気付き、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。

ケ いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等は許されません。教職員一人一人が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童生徒の指導に当たります。

3 家庭における取組

(1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うように努めます。また、保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

(2) いじめに悩む家庭に対して、積極的に学校や関係機関と連携するよう支援に努めます。

4 関係機関の取組

- (1) 児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う関係機関や団体等との連携を具体的に進め、いじめの防止等のための取組を推進します。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を積極的に図ります。

5 地域の取組

- (1) いじめは校外においても行われることもあり、登下校中をはじめ、地域行事など、地域が児童生徒を温かく見守る取組を推進します。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図ります。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合

いじめを受けた児童生徒の被害状況を考慮して判断します。

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速な調査に着手することが必要である。

児童生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものと判断して報告・調査等に当たります。

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告

いじめによる重大事態を認知した場合、学校は教育委員会を通じて、直ちに市長へその事実を報告します。

イ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、以下に例示するような対応について、あらかじめ緊急対応策等を策定しておき、チーム体制による組織編成で、教育委員会と連携して全校体制で対応します。

- 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- 児童生徒の状況確認と支援・指導、児童生徒・保護者・教職員の心のケア
- P T A ・警察などとの連携など

ウ 教育委員会による緊急指導・支援

教育委員会は、学校と緊密な情報連携を図り、学校に対して以下に例示するような指導・支援を行います。

- 情報確認、情報収集、情報整理などに係る必要な指導
- スクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援
- 県教育委員会や警察などとの連携に係る支援など

エ 学校又は市教育委員会による調査

- 学校は「校内いじめ防止対策推進委員会」で調査を進めます。
- 教育委員会は付属機関「いじめ防止対策委員会」で調査を進めます。

2 学校における調査

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、調査委員会において、速やかに調査を行います。
- (2) 重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じ、市長に報告します。

3 曾於市における調査

- (1) 市長は、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、学校の調査に対して疑義が生じた場合に、第三者からなる調査委員会を設置し、必要に応じて再調査を行います。
- (2) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を議会に報告します。
- (3) 重大事態の調査結果を踏まえ、重大事態への対処又は同様な事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

第4 取組の評価・検証

1 いじめ防止対策の検証

市は、いじめの防止等に向けた取組の検証をP D C Aサイクルに基づき随時行い、その都度改善に努めます。

2 いじめ防止対策の評価の公表

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に公表します。

